

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由												
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 学務部長</u></p> <p><u>(10) 学務部入試課長</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 委員会の事務は、<u>学務部入試課</u>において処理する。</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="179 922 1008 1391"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学試験実施小委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第4号の委員</li> <li>同項第5号の委員</li> <li>各学府・学部学生生活委員会委員長</li> <li><u>学務部入試課長</u></li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>入試の実施に関すること。</li> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> <li>：調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>入試情報開示に関する</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第4号の委員</li> <li>同項第5号の委員</li> <li>各学府・学部学生生活委員会委員長</li> <li><u>学務部入試課長</u></li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試の実施に関すること。</li> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> <li>：調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>入試情報開示に関する</li> </ul>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者 1人</u></p> <p><u>(10) 入試企画課長</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 委員会の事務は、<u>入試企画課</u>において処理する。</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="1075 922 1904 1391"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学試験実施小委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第4号の委員</li> <li>同項第5号の委員</li> <li>各学府・学部学生生活委員会委員長</li> <li><u>入試企画課長</u></li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>入試の実施に関すること。</li> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> <li>：調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>入試情報開示に関する</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第4号の委員</li> <li>同項第5号の委員</li> <li>各学府・学部学生生活委員会委員長</li> <li><u>入試企画課長</u></li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試の実施に関すること。</li> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> <li>：調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>入試情報開示に関する</li> </ul>	
小委員会名称	委員構成	所掌事項												
入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第4号の委員</li> <li>同項第5号の委員</li> <li>各学府・学部学生生活委員会委員長</li> <li><u>学務部入試課長</u></li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試の実施に関すること。</li> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> <li>：調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>入試情報開示に関する</li> </ul>												
小委員会名称	委員構成	所掌事項												
入学試験実施小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第4号の委員</li> <li>同項第5号の委員</li> <li>各学府・学部学生生活委員会委員長</li> <li><u>入試企画課長</u></li> <li>その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試の実施に関すること。</li> <li>：学生募集要項の作成</li> <li>：入試の実施方法</li> <li>：入試問題及び答案の管理</li> <li>：調査書等の取扱い</li> <li>：入試関係資料の整理</li> <li>入試情報開示に関する</li> </ul>												

		こと。 ・その他必要な事項
学力検査小委員会	・入学試験委員会が選出した者 ・その他小委員会が必要と認めた者	・入試問題の作成及び採点に関すること。 ：問題及び解答用紙の作成 ：問題の印刷及び校正 ：答案の採点 ：試験科目間・特別選抜科目との連絡調整 ・その他必要な事項

		こと。 ・その他必要な事項
学力検査小委員会	・入学試験委員会が選出した者 ・その他小委員会が必要と認めた者	・入試問題の作成及び採点に関すること。 ：問題及び解答用紙の作成 ：問題の印刷及び校正 ：答案の採点 ：試験科目間・特別選抜科目との連絡調整 ・その他必要な事項

別表2

作業部会名称	委員構成	所掌事項
査読作業部会	・入学試験委員会が選出した者 ・その他小委員会が必要と認めた者	・入試問題の査読に関すること。 ：問題及び解答用紙の点検 ：解答例等の点検 ・その他必要な事項
入試情報処理作業部会	・工学府・工学部及び農学府・農学部から選出された教員 各3人	・入試情報処理に関すること。 ：入試情報処

別表2

作業部会名称	委員構成	所掌事項
査読作業部会	・入学試験委員会が選出した者 ・その他小委員会が必要と認めた者	・入試問題の査読に関すること。 ：問題及び解答用紙の点検 ：解答例等の点検 ・その他必要な事項
入試情報処理作業部会	・工学府・工学部及び農学府・農学部から選出された教員 各3人	・入試情報処理に関すること。 ：入試情報処

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学務部入試課長</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	理システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>：入試の情報処理業務</li> <li>：合格者選考資料等の作成</li> <li>：入試情報開示の情報処理業務</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試企画課長</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	理システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>：入試の情報処理業務</li> <li>：合格者選考資料等の作成</li> <li>：入試情報開示の情報処理業務</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--	--

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日規程第 19 号)  
 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。